

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.001

処 分 名	防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置
処 分 の 概 要	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条第1項
処 分 基 準	<p>◎防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・火災の予防に危険であると認めること。</li><li>・消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること。</li><li>・火災が発生したならば人命に危険であると認めること。</li><li>・その他火災の予防上必要があると認めること。</li></ul> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な火災発生危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■消防法

第5条第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。